

平成十六年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名		道 路	変 更 前 の 別	幅 員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル
一般国道 二〇七号	佐賀市与賀町一〇四番地先から 佐賀市川原町一八〇番地先まで	後	四〇・六	一五・六	二六〇・〇
	佐賀市与賀町一〇四番地先から 佐賀市川原町一八〇番地先まで	前	一七・四	一五・二	二五八・三

●佐賀県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月五日から平成十六年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名		道 路	変 更 前 の 別	幅 員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル
県道 佐賀外環状線	神崎郡神崎町大字本告牟田字九本松 八三六番二地先から 神崎郡神崎町大字本告牟田字三本杉 二二二一番一地先まで	後	二一・七	九・〇	四〇〇・五
	神崎郡神崎町大字本告牟田字九本松 八三六番二地先から 神崎郡神崎町大字本告牟田字三本杉 二二二一番一地先まで	前	一三・二	六・七	四〇〇・五

●佐賀県告示第四百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十六年七月五日から平成十六年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年七月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 佐賀外環状線	神崎郡神崎町大字本告牟田字九本松八三六番 二地先から 神崎郡神崎町大字本告牟田字三本杉二二二 番一地先まで	平成一六・七・五

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年8月16日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成16年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人鹿島作業所ひまわり
 - (2) 代表者の氏名 宮崎建朗

<p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県鹿島市大字高津原3450番地2号</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、回復途上の精神障害者に対して、適切な指導を行い、生活能力や連帯感を高めるための事業を行い、社会復帰に寄与することを目的とする。</p>	<p>年度佐賀県家畜商講習会を次のとおり開催します。</p> <p>平成16年7月5日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 講習会の日時及び場所 日時 平成16年8月26日(木)及び27日(金)の9時から17時まで 場所 佐賀県畜産試験場(杵島郡山内町宮野23242番地2)</p> <p>2 講習科目及び講習時間</p> <p>(1) 家畜の取引に関する法令 4時間 (2) 家畜の品種及び特徴 4時間 (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間</p> <p>3 受講申込み及び手数料 講習を受けようとする者は、受講申込書に必要事項を記入のうえ、手数料3,140円(佐賀県収入証紙によること。)を添えて、7月29日(木)までに所轄農林事務所へ提出してください。ただし、県外に在住する者は、7月30日(金)までに佐賀県生産振興部畜産課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。</p> <p>4 講習を受けることができる者 今後、家畜商を営もうとする者。ただし、家畜商法第4条各号のいずれかに該当する者は、受講しても家畜商の免許を取得することができません。</p> <p>5 修了証明書の交付 所定の講習課程を修了した者には、修了証明書を交付します。</p> <p>6 問い合わせ先 佐賀県生産振興部畜産課 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話 0952-25-7121(直通)</p>
<p>次の貸金業者について、その営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)第38条第1項の規定により公告する。</p> <p>なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者からその所在地の申出がないときは、法第38条第1項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。</p> <p>平成16年7月5日 佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 (1) 商号又は名称 みゆき商事 (2) 氏名 田中正記 (3) 主たる営業所等の所在地 佐賀県神埼郡神埼町大字姉川11960番地2 (4) 登録番号 佐賀県知事(1)第00808号 (5) 登録年月日 平成13年9月20日</p> <p>2 (1) 氏名 中島匠 (2) 主たる営業所等の所在地 佐賀県佐賀市鍋島六丁目6番6号メゾン高野B-204 (3) 登録番号 佐賀県知事(1)第00811号 (4) 登録年月日 平成13年9月20日</p>	<p>家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、平成16</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年</p>

6月28日千代田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年6月28日佐賀土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年6月28日諸富土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年6月28日三日月東部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年6月28日西有田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成16年6月28日鹿島西部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年7月5日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
4	三養基郡上峰町大字坊所字二本谷2502番8、2502番9及び2502番10並びに2502番5地先、2502番8地先、2502番9地先及び2502番10地先	平成16年6月18日	4.20~7.08	48.18

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十六年七月五日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八二三人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八一、八五七人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	四三、一〇八人
唐津市	二〇、八〇六人
鳥栖市	一六、三〇〇人
多久市	六、三一三人
伊万里市	一五、五八六人
武雄市	九、〇四三人
鹿島市	八、六八三人
佐賀郡	一九、六〇七人
神埼郡	一三、四八一人
三養基郡	一四、五九五
小城郡	一二、〇二一人
東松浦郡	一六、七六五人
西松浦郡	五、九八三人
杵島郡	一七、一二〇人
藤津郡	一〇、九七二人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)